

東日本経友会通信

令和5年4月1日から

13年の猶予を得て中小企業にも適用

4月1日から中小企業にも月60時間以上の残業割増賃金率が25%から50%に引き上げられることになりました。中小企業の経済的負担を考慮して猶予処置として25%に据え置かれていました

が、今月から13年間という時間を経て中小企業でも割増賃金が50%へと引き上げられます。厚生労働省の資料では、「労働者が健康を維持しながら、労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう、1ヶ月に60時

中小企業の定義について

- 小売り、サービス、卸売り以外の他の業種については
- ・資本金の額又は出資の総額 3億円以下
- ・常時使用する労働者数 300人以下

技能実習制度上の注意点

① 制度では残業時間は月間80時間を上限と定められております。従い36協定の特別条項が認められている企業においても80時間以上の残業は認められません。

※特別条項とは、残業+休日労働の時間外労働を月100時間未満で認められている。

※月80時間以上の時間外労働が年間2回以上発生した場合、技能実習生の受け入れ停止処分を受ける可能性があります。

「軽微変更届」について

残業に関しては、技能実習生の月の残業時間が45時間（1年単位の变形労働制を採用している場合は、42時間）を超えた場合、外国人技能実習機構に対して、「軽微変更届」を提出する義務があります。

オンライン面接をご利用の皆様はご存じかと思いますが、本年度より、「外国人材選考アドバイザー」として松山良治が就任いたしました。「コロナ感染拡大も落ち着いている中で、現地面接も再開したいと考えております。引き続きよろしくお願い致します。

東日本中小企業経友会事業協同組合

外国人材選考アドバイザー
相談役 松山 良治

MATSUYAMA YOSHIHARU
携帯 080-4129-9924

〒323-0807 栃木県小山市城東1丁目6番32号
TEL 0285-25-1000 FAX 0285-24-5222
URL <http://www.ej-keiyukai.org>

国軍のクーデターによって様々な問題が生じている国ですが、クーデター後は国内の産業が壊滅状態で家族を養うため、海外に出稼ぎに行く人が増えております。そのような中、特に若者からは日本の技能実習制度が注目されており、

ミャンマー国からの受入れを開始しました。

送出機関への登録者数が1日300人以上の日もあったと聞いております。一般的に途上国の識字率は低いとされておりますが、ミャンマー人は92%でマレーシアやベトナムと同レベルです。日本語の習得にも期待が持てます。